平成２７年（フ）第１９６７号
大阪府守口市梅園町８番８号
破産者　一色　平三
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１１号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番２―101号
破産者　田口　時規
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２１号
大阪市平野区瓜破東３丁目２番20号
破産者　内装施工**徳**永こと　**徳**永　由比
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１９号
大阪市淀川区**塚**本２丁目21番６号
破産者　房こと　吉本　一孝
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９５号
大阪市西成区天神ノ森１丁目19番22号
破産者　山田商会こと　山田　　勝
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８６５号
大阪市城東区放出西２―10―21　レアレア放出21番館715、住民票上の住所大阪府東大阪市宝持４丁目10番19号
破産者　西川　博史
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７３号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３―301号
破産者　中嶋　利幸
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９号
神戸市須磨区大田町４丁目１番５―802号、開始決定時の住所神戸市長田区長楽町４丁目４―15　ラポール鷹取202
破産者　上野　浩之
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９９号
兵庫県三木市さつき台２丁目１番２号、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山４丁目11番地の17
破産者　次家　敏彦
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９４号
神戸市兵庫区島上町１丁目３―15　トーカンマンション兵庫島上町505号室、開始決定時の住所神戸市須磨区明神町２丁目４番３号
破産者　前村貴美子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０９号
神戸市兵庫区東山町２丁目12番２―２号
破産者　入谷由美子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
東京都北区田端１丁目11番１―206号勘五郎ビル、開始決定時の住所兵庫県宝塚市旭町１丁目14番20―301号
破産者　渡邊　正弘
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
兵庫県宝塚市逆瀬台５丁目17番９号
破産者　勝野　倫明
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
兵庫県川西市大和西４丁目４番地の１　203、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目16番地21
破産者　鈴木石油こと　鈴木　　円
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
広島市安芸区船越５丁目２番17号、開始決定時の住所広島県安芸郡海田町新町５番20号
破産者　宮崎英美こと　金　　英美
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
山口県光市虹ケ丘４丁目18番３号　コスモハイツ102、住民票上の住所山口県周南市遠石１丁目４番62―201号
破産者　佐藤　悦郎
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第８７号
山口県山陽小野田市柿の木坂３丁目５番13号
破産者　丸岡　　潤
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１５号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛894番地１
破産者　上成　正隆
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部